○外務省告示第二百六十一号

平成二十四年七月二十五日にハノイで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十四年八月七日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億四千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　鈴木秀生在ベトナム臨時代理大使

ベトナム側　ファム・ヴー・ルアン教育訓練大臣

○農林水産省告示第千九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県山梨市三富上釜口字上之山一〇一六の二、一〇一六の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八四の一、二三八四の二、二三九二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市草鹿沢町字花ノ木平一三一一の一五から一三一一の一七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字花ノ木平一三一一の一五から一三一一の一七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市大野字談合坂四八五四、四八五九、四八六〇、四八六二から四八六四まで、字立道四八四〇の二、四八四七、四八四七の乙、四八四八から四八五一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字談合坂四八五四・四八五九・四八六二・四八六四・字立道四八四七から四八四九まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、四八四〇の二、四八四七の乙、四八五〇、四八五一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町西嶋字山ノ神二五八二から二五九〇まで、二五九三、二五九四、二五九七から二六〇二まで、二六〇三の一、二六〇四、字沢奥二六一九、二六三三の二、二六三三の三、二六三三の内三、二六三四から二六三六まで、二六三六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町南部字御所村三九五の二、三九八の一から三九八の四まで、四三九の一、四五二、四六五、四六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町那比字二間手六五〇六の四から六五〇六の八まで、六五〇七の一、六五〇七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備